

船舶インシデント調査報告書

令和3年10月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年11月29日 22時00分ごろ
発生場所	青森県六ヶ所村むつ小川原港東南東方沖 むつ小川原港新納屋南防波堤灯台から真方位119°6海里付近 （概位 北緯40°52.7′ 東経141°30.9′）
インシデントの概要	漁船第二十八全漁丸 ^{ぜんりょう} は、操業中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年3月5日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二十八全漁丸、19トン AM2-5375（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力529.55kW、回転数毎分1,400、6気筒、ボア160mm、使用燃料A重油、平成2年5月24日進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、操業中、操舵室後方の主機オイルミスト管から白煙を噴出するとともに、主機が異音を発して停止し、運航不能となったので、僚船にえい航されて帰港した。 機関修理業者は、本インシデント後、主機の点検を行い、潤滑油補給口の蓋が外れ、主機クランクケース内の潤滑油が約150ℓから約30ℓに減り、機関室に潤滑油が噴出している状況を確認するとともに、全シリンダのピストンが焼き付いていることを認めた。 船長は、出港前に約8ℓの潤滑油を主機に補給していたが、潤滑油補給口の蓋を確実に押し込んだ記憶が曖昧であった。 船長は、操業中、操舵室外で作業に当たっており、本インシデント後、主機潤滑油圧力低下の警報が聞こえなかったと思った。
分析	本船は、操業中、主機潤滑油補給口の蓋が外れていたことから、同補給口から潤滑油が噴出し、潤滑油量が不足し、主機の全シリンダのピストンが焼き付いて主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。 本船は、主機潤滑油補給口の蓋が外れていたのは、出航前、船長が潤滑油を補給した際、適正な位置まで同蓋を押し込んでいなかった可

	能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、操業中、主機潤滑油補給口の蓋が外れていたため、同補給口から潤滑油が噴出し、潤滑油量が不足し、主機の全シリンダのピストンが焼き付いて主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、主機の潤滑油補給作業を終えた際、確実に補給口の蓋が押し込まれていることを確認すること。 ・ 船長は、操舵室外でも聞こえるように、警報の音量を上げる等の措置を検討すること。